



目次	ページ
高知県議会規則	
◎高知県議会会議規則の一部を改正する規則	1
高知県公営企業局管理規程	
◎高知県公営企業局電気事業保安規程の一部を改正する規程	1
◎高知県公営企業局風力発電設備保安規程の一部を改正する規程	2

議 会 規 則

高知県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成27年3月27日

高知県議会議長 浜田 英宏

高知県議会規則第1号

高知県議会会議規則の一部を改正する規則

高知県議会会議規則（昭和54年4月1日制定）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「教育委員長」を「教育長」に改める。

附 則

（施行期日）

- この規則は、平成27年4月1日から施行する。（経過措置）
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第2項の規定により任命された教育長（以下この項において「旧教育長」という。）がなお従前の例により在職する間は、この規則による改正前の高知県議会会議規則第6条第2項の規定は、なおその効力を有することとし、旧教育長については、この規則による改正後の高知県議会会議規則第6条第2項の規定は、適用しない。

公 営 企 業 局 管 理 規 程

高知県公営企業局電気事業保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年3月27日

高知県公営企業局長 岡林 美津夫
高知県公営企業局管理規程第2号
高知県公営企業局電気事業保安規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局電気事業保安規程（昭和61年高知県企業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「につき、」を「について」に改める。

第5条第1項中「主任技術者（）」を「主任技術者（別表第2を除き、）」に改め、同条第2項中「事業所及び」を「公営企業局の
本局及び事業所並びに」に改め、同項の表を次のように改める。

種別	所属	職位
電気主任技術者	公営企業局の本局（選任範囲は、別表第2に定めるとおりとする。）	公営企業局の本局の電気工水課の課長（別表第1において「電気工水課長」という。）、企画監又は課長補佐若しくはこれに相当する職にある者
ダム水路主任技術者	事業所（水力発電所ごとに選任する。）	事業所の所長又は次長若しくはこれに相当する職にある者

第6条第1項第2号中「につき」を「について」に改め、同項第6号中「第50条の2第1項に規定する」を「第51条第1項の」に、「法第52条第1項に規定する」を「（以下「使用前自主検査」という。）、法第52条第1項の」に、「及び法第55条第1項に規定する」を「（第20条第2項において「溶接事業者検査」という。）及び法第55条第1項の」に、「という」を「と総称する」に改め、同条第2項中「主任技術者より」を「主任技術者から」に改める。

第7条中「代行者」を「代務者」に改める。

第10条第1号中「習得」を「修得」に改める。

第14条中「保安確保上」を「、保安確保上」に改める。

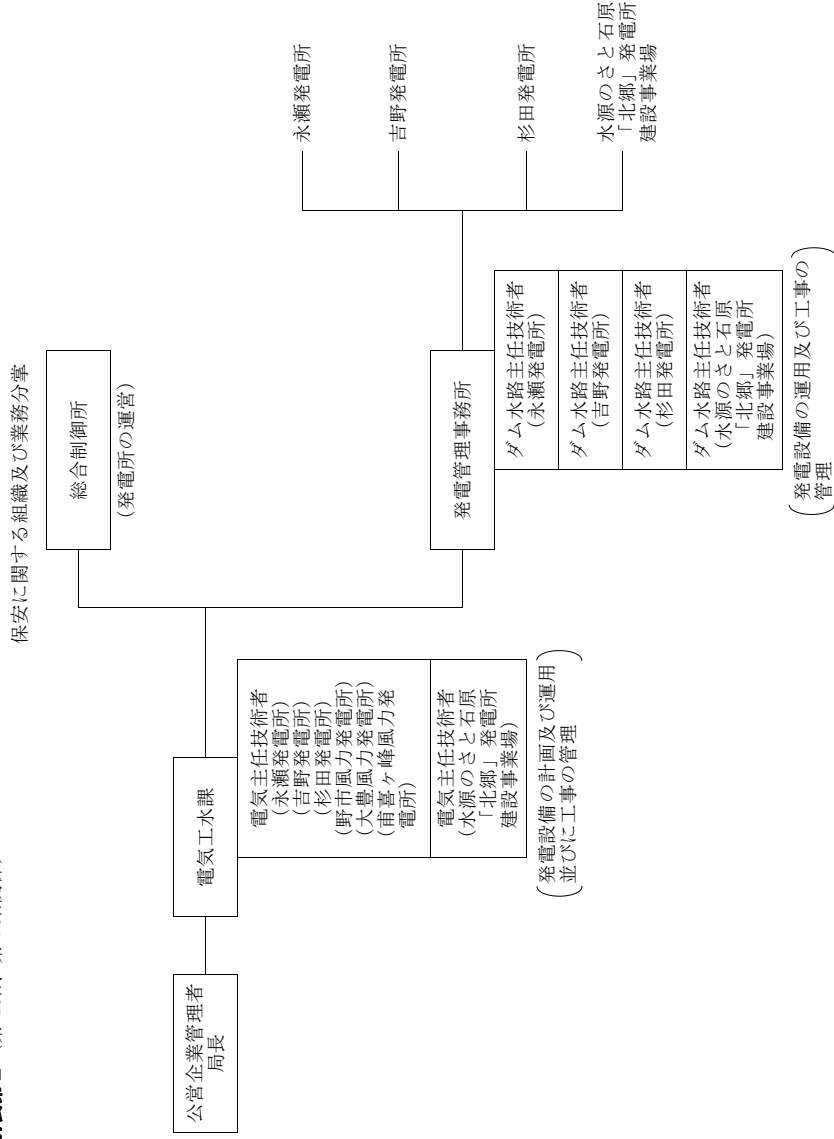
第18条第1項中「必要箇所へ」を「必要箇所に」に改める。

第20条第2項中「第50条の2第2項」を「第51条第2項」に改める。

第21条第2項中「第50条の2第7項」を「第51条第7項」に、「又は」を「及び」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第4条、第5条関係）



附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

高知県公営企業局風力発電設備保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年3月27日

高知県公営企業局長 岡林 美津夫

高知県公営企業局管理規程第3号

高知県公営企業局風力発電設備保安規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局風力発電設備保安規程（平成7年高知県企業局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「につき、」を「について」に改める。

第6条第1項中「電気主任技術者（）」を「電気主任技術者（別表第2を除き、）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、その選任範囲は、同表に定めるとおりとする。

第6条第2項中「（という。）」を「（という。）」、企画監」に改める。

第7条第1項第2号中「につき」を「について」に改め、同項第6号中「第50条の2第1項に規定する」を「第51条第1項の」に改め、同条第2項中「主任技術者より」を「主任技術者から」に改める。

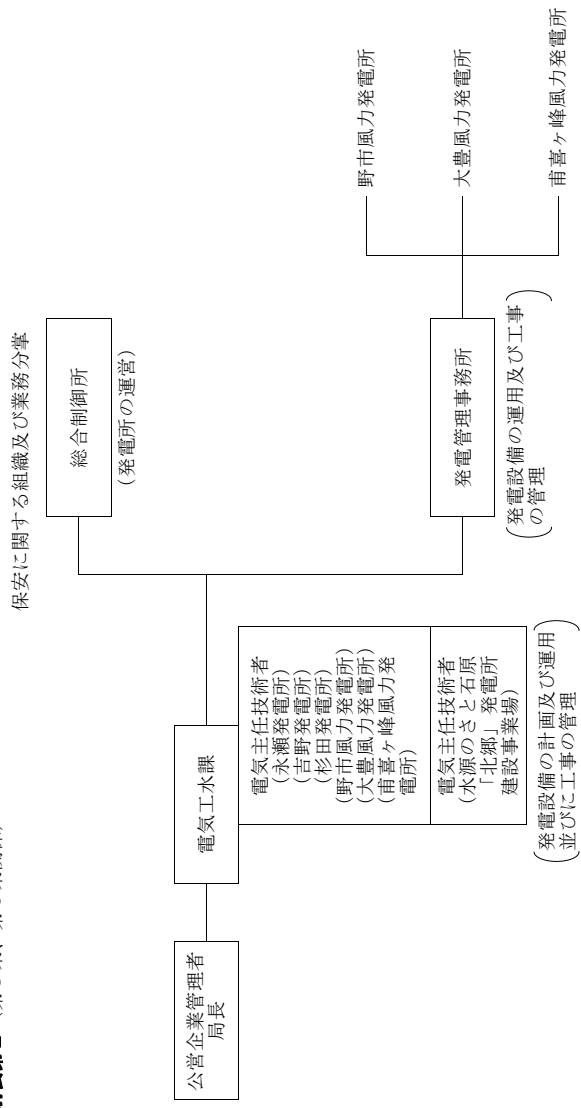
第8条第1項中「（代行者）」を「（代務者）」に改め、同条第2項中「代行者は、主任技術者が」を「代務者は、主任技術者の」に改める。

第19条第2項中「第50条の2第2項」を「第51条第2項」に改める。

第20条第2項中「第50条の2第7項」を「第51条第7項」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第5条、第6条関係）



注

[]

は、保安組織を示す。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。